

# 労務 ROAD

## 就業規則の周知方法

就業規則に従業員に周知していますか？  
労働基準法において、会社は就業規則を作成した場合は従業員に周知しなければならないとされています。  
しかしながら、中小企業では周知されていないケースが多くみられますので、正しい周知方法について確認しましょう。

### 就業規則の「周知」の方法は？

以下の方法があります。

| 周知方法           | 具体例                                       |
|----------------|---|
| 1. 常時見やすい場所に掲示 | ・タイムカードの打刻機や掲示板につるす                       |
| 2. 会社に備えつける    | ・見やすい場所に社内マニュアルと一緒に置く                     |
| 3. 従業員に交付する    | ・入社時の書面による労働条件の明示の簡略化の目的も兼ねて、就業規則の写しを交付する |
| 4. コンピューターを使用  | ・社内イントラや共有フォルダに保管する                       |

### 周知していなかった場合のリスクは？

周知されていない就業規則は、無効と判断されるおそれがあります。また、管轄の労働基準監督署から指導や是正勧告を受ける可能性があり、それでも状況が改善しない場合には「30万円以下の罰金」が科されることもあります。

- 就業規則は作成するだけでなく、上記を参考に、従業員がいつでもアクセス可能な状態にしておくことが大切です。
- 労働条件通知書等に「就業規則を確認できる場所や方法」を記載するなどして、従業員が必要なときに就業規則を容易に確認できるようにしておきましょう。

【厚生労働省より】

## 所員紹介（村上）

はじめまして、2024年5月に入社しました村上と申します。  
前職では、経済団体で日本と中国の経済交流を促進する仕事に携わって参りました。これまでは、中国に進出した日本企業の支援や中国企業の紹介などがメインでしたので、中国の制度や法律には詳しくなるものの、日本の労務・社保制度については恥ずかしながらよく理解できておりませんでした。  
日本の知識を深めることで、より多くの日本企業や多国籍企業の経営活動に貢献したいと考え、思い切って社労士業界に転職しました。  
初めて触れる業務も多く、まだまだ力不足ではありますが、少しでもお客様のお役に立てるよう尽力して参ります。

写真は四国に帰省した際の瀬戸内海です。  
船だと明石大橋の下をくぐります。電車や車だと瀬戸大橋を利用します。  
いずれにせよ眺めは最高です！



VOL.920  
(2409-1)



〒541-0054  
大阪市中央区南本町  
2-6-12  
サンマリオンタワー16F  
TEL:06-6224-0264  
FAX:06-6224-0265  
HP: <https://k-s-j.net/>  
編集：井村・茅原・石田

社長が入れる  
労災保険のことなら

「葛城経営研究会」

詳しくは、  
06-6224-0480 まで！

先月の8月は、花火大会の季節でした。  
先日は淀川の花火大会があり、遠くからなので高くあがった花火だけですが近所から見る事ができました！心臓に響くような花火の重厚な音もあいまって感動で泣きそうになってしまいました☆  
いつか三大花火大会を制覇したいです♪



(波田)

### 9月労務スケジュール

- ・健康保険・厚生年金保険の新標準報酬月額決定
- ・高校卒業予定者の面接等選考・内定開始(9/16～)
- ・秋の全国交通安全運動